

2 地域環境保全対策の推進

現状

1 大気環境の保全

高度成長期に著しく進行した大気汚染は、工場・事業場などに対する規制措置等により全般的に改善されてきました。しかし、光化学オキシダントはすべての測定局で環境基準を達成していません。

また、自動車の保有台数及び交通量の増大に伴い、自動車排出ガスの影響が大きくなっています。幹線道路沿いの測定局において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などが他の測定局と比べ高い濃度になっており、自動車排出ガス対策への取組みが必要となっています。

2 水環境の保全

公共用水域の環境基準達成状況は、人の健康の保護に関する項目については、県内の全地点で環境基準を達成しています。

生活環境の保全に関する項目のうち、河川の BOD 環境基準達成率は上昇していますが、都市部の小河川等においては、都市周辺の宅地開発に伴う生活排水による汚濁がみられ、達成されていません。

また、県内の COD 汚濁負荷量は低減傾向にあります。海域においては、藻場・干潟の減少等の影響により、環境基準達成率が低い水準で推移しています。

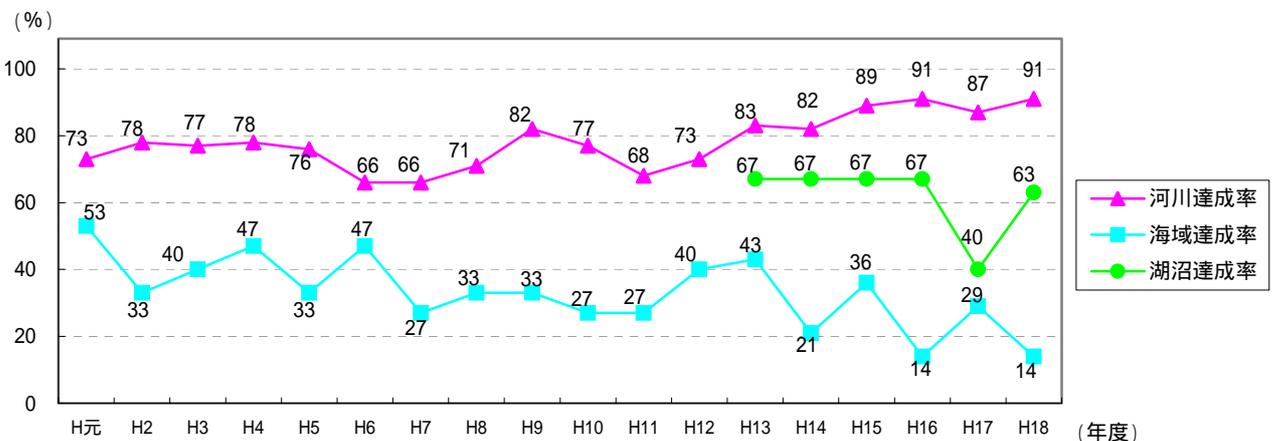
産業排水の汚濁負荷量を見ると、COD 及びりんのおよそ半分は、総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。また、窒素は、指定地域内事業場による負荷量が約 7 割を占めています。

業種別の負荷量割合を見ると、工業が盛んな本県の地域性を反映して、COD 及び窒素は、パルプ紙製造業、化学工業及び鉄鋼業からの排出が約 6 割を占めています。

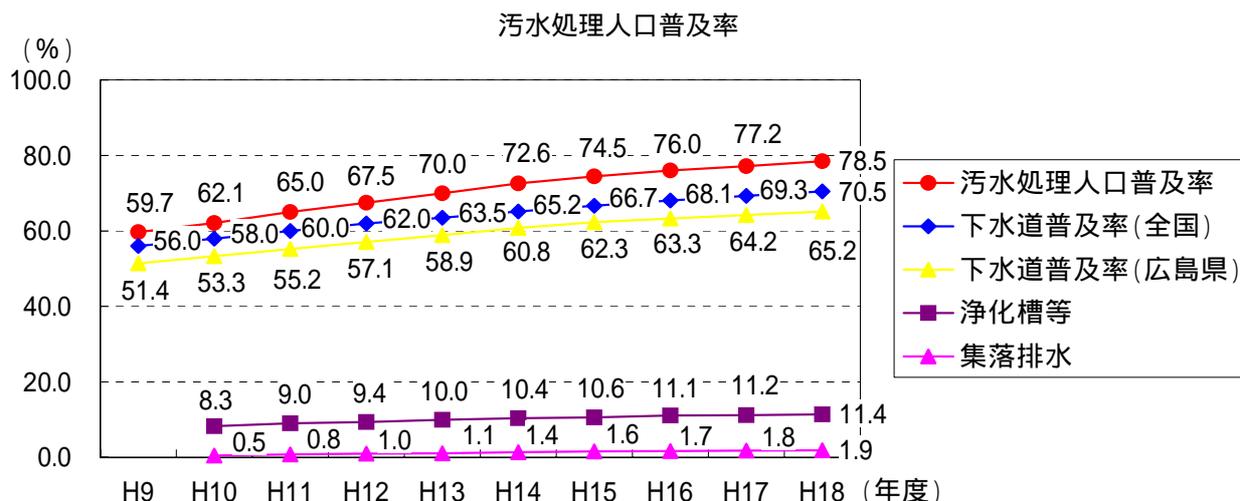
一方、生活排水の汚濁負荷量のうち COD 及びりんは、未処理のまま放流される生活雑排水が原因であることが多く、排水処理施設の整備など、着実な対策が必要です。

また、污水处理人口普及率(し尿と生活排水の処理率)を地域別に見ると、市域と町域で格差があり、とりわけ中山間地域では、地形的な条件等により整備が遅れています。

河川・海域・湖沼環境基準達成率



資料：県環境対策室



資料：県循環型社会推進室，県農村基盤室，県漁港漁場整備室，県下水道室

3 土壌環境の保全

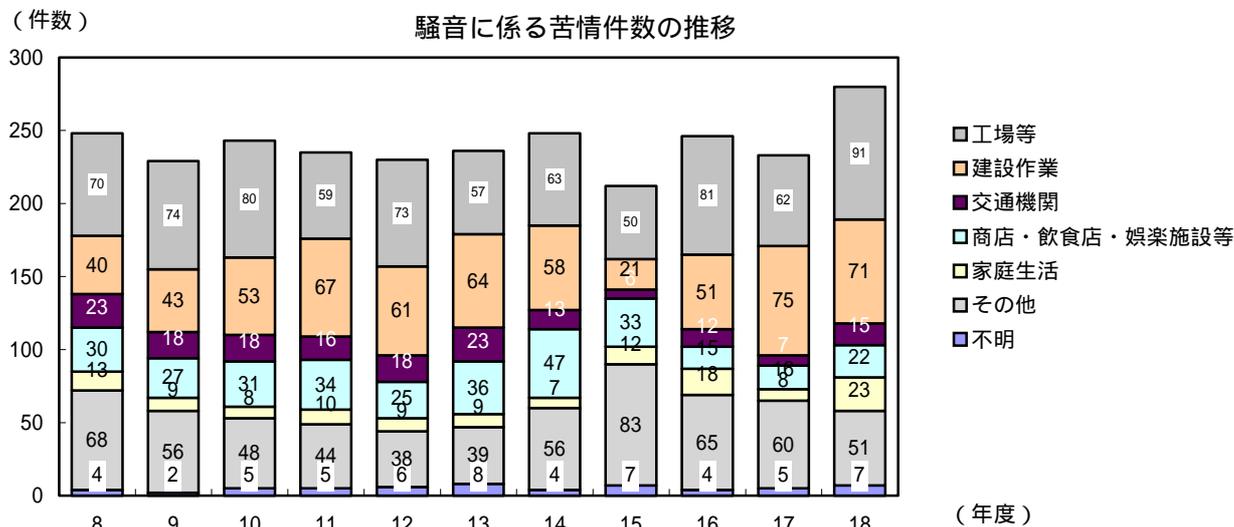
生活様式の高度化，産業活動の進展等に伴い，市街地などでの有害物質の負荷が増加する傾向にあります。県内においても，有害物質を使用していた工場跡地等の土壌汚染が判明する事例が発生しています。土壌は，いったん汚染されると，その影響が長期にわたるとともに，地下水への影響も考えられることから，適切な未然防止対策を講じる必要があります。

また，農用地における土壌汚染は，農作物への影響も懸念されるため，肥料や農薬の適正な使用を指導します。

4 騒音・振動，地盤沈下，悪臭の防止

(1) 騒音

近年の騒音公害は，商業施設の深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。道路の沿線における自動車騒音の環境基準達成率は，依然として低い状況にあります。航空機騒音については，広島空港周辺及び広島西飛行場周辺ともに，環境基準を達成しています。新幹線鉄道騒音の環境基準達成率については，経年的にはほぼ横ばいの状況となっています。



資料：県環境対策室

(2) 振動

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えます。

近年では、人の耳では聞きとれない低周波音（空気振動）による被害も生じています。

(3) 地盤の沈下

地盤沈下は、主として軟弱地盤において地下水を過剰に採取することによって生じるもので、一旦沈下を生じると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があります。

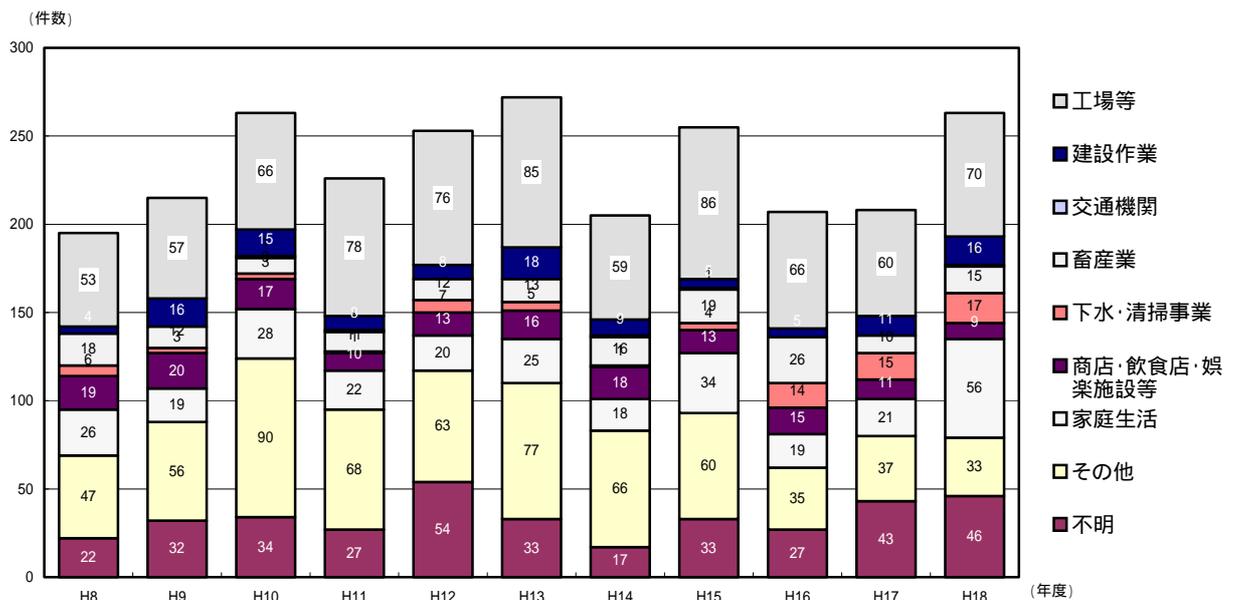
現在、広島県において、地盤沈下が認められる地域はありません。

(4) 悪臭

悪臭の発生源は、製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、浄化槽など多種多様です。

また、悪臭は、様々な物質が複合的に混じり合い生じるため、臭気指数（においそのものを人の嗅覚により測定する方法）に基づく規制の導入が効果的です。

悪臭に係る苦情件数の推移

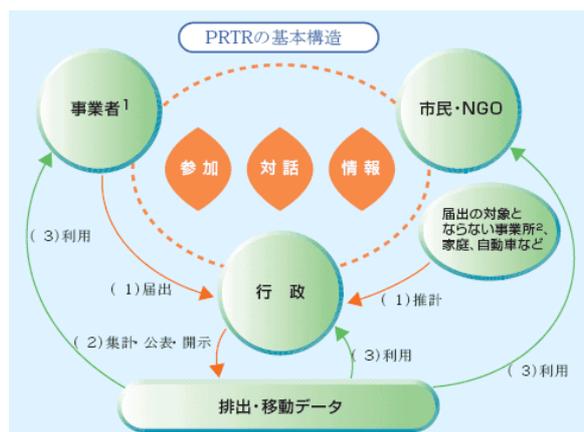


資料：県環境対策室

5 化学物資の環境リスク対策の推進

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、私たちの生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせないものとなっていますが、一方で長期間暴露されることなどにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあります。

このような有害な化学物質については、悪影響が生じないよう適正な管理を進め、環境への負荷の低減を図る必要があります。



PRTRの基本構造（環境省HPより）

(1) PRTR制度

PRTR制度による広島県の平成17年度の状況は、届出事業所数が全国15位、届出排出量・移動量は全国11位です。届出外排出量（推計）を含めた環境への排出量は全国10位です。

また、排出量の多い化学物質は、キシレン（主な用途：溶剤）、マンガン（製造過程からの排出）、トルエン（主な用途：溶剤）の順で、排出量全体の64.0%を占めています。

(2) ダイオキシン類の環境基準の達成状況

ダイオキシン類は、生殖機能に影響を及ぼすおそれや発がん性等が指摘されているため、その排出を抑制し、環境中の濃度を低減する必要があります。

ダイオキシン類による汚染状況は、これまで水質、底質及び土壌についてはすべての地点で環境基準に適合していますが、大気については2地点（平成11年度及び13年度）で環境基準を超過しました。

このため、周辺発生源に対する削減指導を行うとともに、継続調査を実施する必要があります。

6 アスベスト対策の推進

県は、アスベスト対策推進本部を平成17年8月10日に設置し、相談窓口の整備をはじめ、廃棄物対策、建築物対策など総合的な対策の推進に取り組んでいます。

アスベストは、ビルの天井や外壁等の建材に多く利用されているため、建築物・工作物の解体や廃棄物処理の際に飛散防止対策を徹底する必要があります。

今後、それら建築物等の解体の増加が見込まれるため、アスベスト廃棄物を適正に処理する施設の整備が必要となります。

また、発生源周辺等で行った環境モニタリングの結果、大気中のアスベスト濃度は低いレベルであることが確認されましたが、環境レベル監視のため、引続きモニタリングを実施する必要があります。



「アスベスト対策ガイド」パンフレット

7 地域環境の維持・向上

(1) 地域環境保全計画

広島空港臨空タウン圏域において開発事業が集中するなどの理由により、環境への負荷が著しくなるおそれがあるため、「広島空港臨空タウン環境保全計画」を平成8年3月に策定し、この地域の開発事業において環境配慮が行われるようにしています。

(2) 公害防止計画の策定状況

環境基本法第 17 条に基づく公害防止計画を、備後地域及び広島地域において策定しています。

これにより、公害の発生源に対する各種規制、下水道、廃棄物処理施設、バイパス、公園の整備など、総合的な公害防止対策を推進しています。

(3) 環境保全協定の締結状況

法による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を実行する上で有効な手段として、県や市町と企業、または住民代表と企業が環境保全協定の締結を行っています。このうち、県は県内主要企業 14 社と環境保全協定等を締結しています。

県の環境保全協定締結状況 (H19.4 現在)

| 県・市町 | 企業名 | 県・市町 | 企業名 |
|-------|-------------------|----------|----------------|
| 県・大竹市 | 日本大昭和板紙西日本株式会社 | 県・福山市 | J F E スチール株式会社 |
| | 三島製紙株式会社 | | 瀬戸内共同火力株式会社 |
| | 三菱レイヨン株式会社 | | 日本化薬株式会社 |
| | ダイセル化学工業株式会社 | 県・呉市 | 日新製鋼株式会社 |
| | 三井化学株式会社 | | 王子製紙株式会社 |
| | 三井・デュボンポリケミカル株式会社 | 県・尾道市 | 横浜ゴム株式会社 |
| | 県・竹原市 | 電源開発株式会社 | |
| | 県・大崎上島町 | 中国電力株式会社 | |

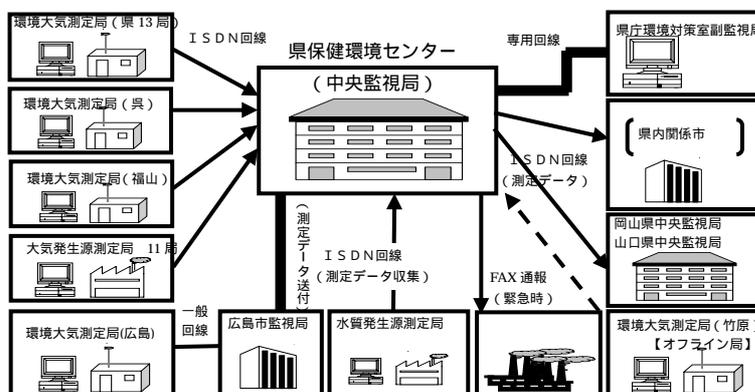
資料：県環境対策室

(4) 公害苦情件数の状況

県及び市町における公害苦情事案の取扱件数は、横ばい傾向ですが、今後も必要に応じて対策を検討していく必要があります。

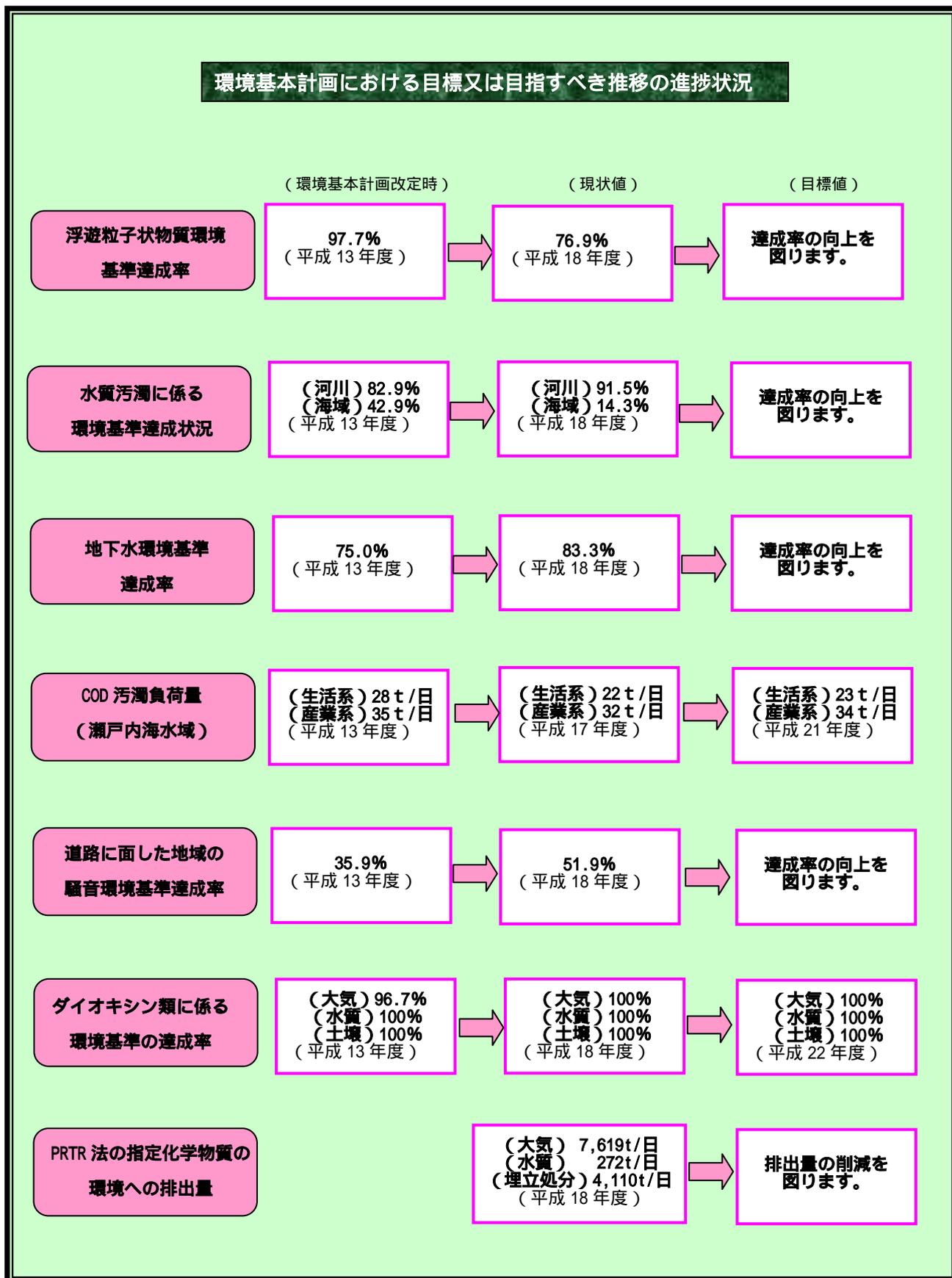
(5) 環境監視・測定状況

環境の状態を把握し、異常があった場合は迅速に対応していくため、常時監視測定局等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たな問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。



大気汚染常時監視システム系統図

環境基本計画における目標又は目指すべき推移の進捗状況



施策の展開

1 大気環境の保全

環境負荷の少ない自動車の普及促進や公共交通機関の利便性の向上等による交通量削減対策など、総合的な自動車排出ガス対策の推進
工場・事業場などの固定発生源対策の着実な実施

(1) 自動車排出ガス対策の推進

低公害車等環境負荷の少ない自動車を普及するための周知を図ったり、県が保有する公用車について、率先して低公害車等への切り替えを行います。

また、駐車時のアイドリング・ストップ（原動機の停止）、鉄道、路線バスなど公共交通機関の利便性の向上、パークアンドライドの実施等を推進します。

(2) 固定発生源対策の推進

ばい煙発生施設等への立入検査・指導等を行い、施設の適正な稼働や維持管理を徹底したり、周辺でのモニタリングを実施することにより大気汚染物質の排出抑制対策を推進します。

また、光化学オキシダント注意報等の発令、主要発生源に対する排出ガス量の削減要請など、環境濃度の悪化防止と健康被害の未然防止を図ります。



常時監視測定局舎（大崎中野小学校測定局舎）

2 水環境の保全

第5次水質総量規制の的確な運用及び第6次水質総量削減計画の策定、規制対象外の小規模事業場等に対する指導を通じた産業排水対策の推進

下水道や浄化槽など、地域特性を考慮した合理的な処理施設の整備等による生活排水処理対策の推進

地下水汚染防止対策、富栄養化対策の推進

(1) 工場・事業場の排水対策の推進

関係法令に基づき、工場・事業場における水質汚濁物質の排水基準の遵守・徹底を図ります。

法令等の規制を受けない小規模の事業場に対しても、事業者が努力すべき事項の明確化を図るとともに、「小規模事業場排水浄化対策推進要領」に基づき、排水処理施設の整備などについて指導を行います。



(2) 生活排水対策の推進

COD 汚濁負荷量の約 4 割が家庭から排出されている現状を踏まえ、県民一人一人の責務の明確化を図るとともに、広報媒体による普及啓発を行います。

地域特性を考慮した合理的な生活排水処理施設（下水道，農業・漁業集落排水施設，浄化槽等）の整備を推進します。

下水道等の維持・管理を徹底するとともに，浄化槽の保守点検や清掃，法定検査の周知を図ります。



浄化槽の断面

(3) 養殖漁業，農業，畜産業における環境負荷の削減

魚類養殖における給餌方法や家畜排せつ物の管理の適正化，窒素及びりんを含む肥料や農薬の適正使用の指導等により，公共用水域への水質汚濁負荷量の削減を図ります。

(4) 地下水汚染対策の推進

有害物質を取扱う工場・事業場に対して，適正な使用・保管の徹底，地下浸透の防止を図ります。

井戸等の地下水汚染が発見された場合には，汚染の範囲・程度，原因の究明等の調査を行い汚染の拡大防止を図るとともに，汚染浄化対策の指導を行います。

(5) 富栄養化対策の推進

海域については，瀬戸内海に流入する汚濁負荷の総量を総合的かつ計画的に削減します。

湖沼については，流入する工場・事業場排水や生活排水などの総合的な富栄養化対策を推進します。

(6) 事故時の措置

水質汚染事故が発生した場合には，原因者による防除作業を指導するとともに，その規模に応じて「水質汚染事故対策要領」等に基づき，河川管理者，市町，消防等と連携した速やかな対応を図ります。

3 土壌環境の保全

**工場・事業場等における土壌汚染調査及びリスク管理の観点に立った土壌汚染対策の推進
農用地の土壌調査や施肥指導による汚染防止対策の推進**

(1) 工場・事業場等における土壌汚染対策の推進

有害物質を取り扱う工場・事業場が閉鎖される場合などには，汚染状況調査の徹底を図るとともに，汚染が判明した場合には，浄化・封じ込めなど，状況に応じた改善措置の指導を行います。

土壌汚染の発見と適切な処理の推進を図るため，大規模な土地の改変を行う者に対して，土地履歴調査等の実施の徹底を図ります。

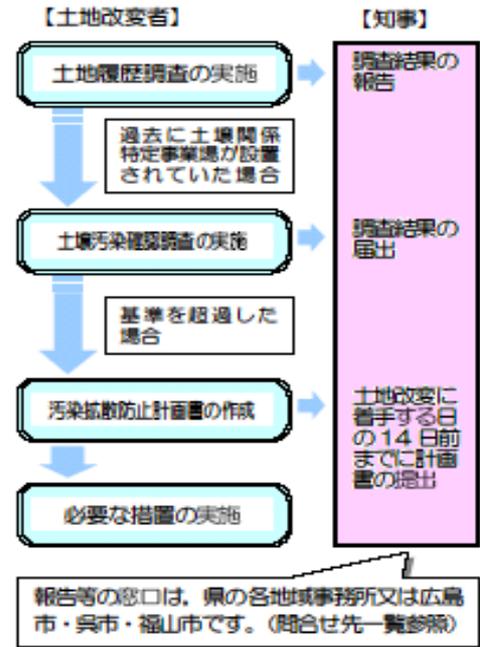
(2) 農用地の汚染防止

肥料や農薬の不適正使用による土壌汚染を防止するため、肥料生産者及び農薬使用者に対して、適正使用等を指導します。

(3) 大久野島土壌汚染対策

平成7年に大久野島の土壌等の調査において砒素による汚染が判明したため、環境庁により行われた撤去処理等の工事の当面の対策が、平成11年6月に完了しました。

県は、周辺海域の水質調査を実施して問題がないことを確認するとともに、国が実施する土地改変等に併せて恒久的対策が講じられるよう、必要な対応を行います。



土地改変者の手続きの流れ

4 騒音・振動，地盤沈下，悪臭の防止

関係機関と連携した発生源ごとの騒音・振動対策の実施
臭気係数による規制を導入した悪臭防止対策の実施

(1) 騒音・振動の防止

自動車等による騒音・振動については、国，市町，警察等と連携を図りながら，発生源対策，交通流対策などを総合的に推進します。

関係法令の円滑な運用を図るため，市町への技術的支援を行います。

新幹線，在来鉄道及び航空機を発生源とする騒音・振動については，関係機関と連携した対策を推進します。

(2) 悪臭の防止

規制等を行う市町に対して技術的な支援を行うとともに，臭気指数規制の導入を推進します。



全国自動車交通騒音マップの例（県HPより）

5 化学物質の環境リスク対策の推進

適切な管理とリスクコミュニケーション による化学物質対策の推進

PRTR 制度の適切な運用

ダイオキシン類対策の推進

環境ホルモン等その他の有害化学物質への的確な対応

リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策についてつなげていく手法

(1) PRTR制度の適切な運用

化学物質取扱事業者に対する届出指導や排出削減に向けた適正管理を推進するとともに、一定規模以上の取扱事業者については、計画的な自主管理の徹底等を促進します。

化学物質の排出が少ない生産工程の導入など、化学物質の全ライフサイクルにわたる自主管理活動を指導します。

化学物質の排出状況について、情報公開するとともに、事業者、住民、行政が情報を共有して相互理解を深めるためにリスクコミュニケーションを実施します。

(2) ダイオキシン類削減対策の推進

工場・事業場に対しては、法に基づく排出基準の遵守を徹底するとともに、県内各地域における大気、水質、底質及び土壌の環境汚染状況調査を定期的実施します。

(3) 環境ホルモン等その他の有害化学物質への対応

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については、ダイオキシン類と同様に環境汚染状況調査を実施し、汚染が認められた場合には、詳細な調査を実施するとともに、原材料等を代替するなどの指導を行います。

PCB、水銀、有機スズ化合物による食品の汚染状況を調査します。

6 アスベスト対策の推進

建築物の解体、廃棄物処理時における飛散防止対策の推進

アスベスト廃棄物の処理施設の整備促進

(1) 県民への的確な情報提供

県民の不安解消を図るため、アスベストに関する県民相談や各種媒体を通じた県民への的確な情報提供に努めます。

(2) アスベストの飛散防止

法に基づき、建築物解体等の作業現場やアスベスト製品製造工場への立入検査を実施し、アスベストの飛散防止の徹底を図ります。

大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、モニタリングを実施します。



広島県

「アスベストQ&A」パンフレット（県HPより）

(3) アスベスト廃棄物の適正処理

法に基づき、産業廃棄物処理業者等への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況調査を実施し、アスベスト廃棄物の適正処理の徹底を図ります。

アスベスト廃棄物の処理施設の確保に向けて、溶融無害化する技術の実用化を促進します。

7 地域環境の維持・向上

総合的な公害防止対策を推進

環境監視・測定の着実な実施

県民、市町への迅速、明快な情報の提供

(1) 地域環境保全計画の推進

開発事業が集中して環境への負荷が著しくなるおそれがある地域については、地域環境の望ましいあり方を明確にする「地域環境保全計画」を策定し、各種の施策を総合的に推進します。

(2) 公害防止計画の推進

「公害防止計画」を策定している備後地域及び広島地域において、環境基準を達成・維持するため、発生源の規制、監視体制の整備、公共下水道等の整備など、各種の公害防止対策を総合的に推進します。

(3) 環境保全協定の締結及び監視

環境保全関係法令による措置を補完し、地域の実情に即した効果的な生活環境保全対策を実施する観点から、大規模な事業者等と締結している環境保全協定等の実施状況等の監視を行います。



公害審査会総会の様子

(4) 公害紛争処理

公害苦情事案について、市町等と連携し調査・指導を行い、その迅速かつ適正な解決を図ります。

「公害紛争処理法」に基づき、広島県公害審査会が、公害紛争のあっせん、調停等を迅速かつ的確に行い、健康被害の防止に努めます。

(5) 環境の監視等

大気、水質、騒音等の環境の監視・測定体制を充実させるため、測定機器の計画的な整備、関係機関の指導・支援等を推進するとともに、国、近隣地方公共団体との連携を図りながら、効果的かつ効率的な監視・測定を実施します。

監視・測定の内容等に応じて、住民、市町、民間団体等の参加を促進するとともに、各主体実施による測定結果等が相互に活用されるように努めます。

(6) 調査研究等の充実

環境問題の複雑化・多様化に対応するため、保健環境センター等、県立試験研究機関における試験研究や技術支援などの充実に努めるとともに、関係機関が連携して環境に関する試験研究に取り組みます。